

事例番号:290271

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 1 日

10:18 腹部緊満感自覚

15:30 腹痛主訴に当該分娩機関受診、超音波断層法にて常位胎盤早期剥離所見あり、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 32 週 1 日

15:58- 胎児心拍数陣痛図にて基線細変動の消失および頻回の遅発一過性徐脈を認める

16:52 常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開にて児娩出  
子宮底部から前壁にかけて血液浸潤を認め黒色調

胎児付属物所見 胎盤実質に凝血塊あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 1 日

(2) 出生時体重:1764g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.990、PCO<sub>2</sub> 63.2mmHg、PO<sub>2</sub> 14.0mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 14.5mmol/L、BE -18.1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生：胸骨圧迫、人工呼吸（バッグ・マスク）、気管挿管、人工呼吸（チューブ・バッグ）

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死、早産低出生体重児

(7) 頭部画像所見：

生後 4 日 頭部 MRI にて大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した所見を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 6 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を解明することは困難であるが、妊娠 32 週 1 日の 10 時 18 分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 32 週 1 日の 10 時 18 分の妊産婦からの「お腹張りっぽい」との電話連絡に対し、安静を指示したこと、14 時 20 分の妊産婦からの「子宮収縮抑制薬内服後も腹部緊満おさまらない、痛みもある」との電話連絡に対し、医師へ確認後折り返し電話連絡をすると伝えたこと、14 時 40 分に妊産婦へ早めの来院を促す電話連絡をしたことは一般的である。

(2) 当該分娩機関受診後の対応（超音波断層法による胎盤の確認、入院の決定、

分娩監視装置装着、常位胎盤早期剥離疑いにて帝王切開決定、酸素投与、血液検査実施等)は一般的である。

- (3) 帝王切開について書面にて説明を行い、同意を得たことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 52 分で児を娩出したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(胸骨圧迫、バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 早産・低出生体重児のため当該分娩機関新生児室に入院(「事例の概要についての確認書」によると小児科入院として管理したこと)としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について、院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

- ア. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。
- イ. 常位胎盤早期剥離の初期症状が切迫早産の症状と類似していることをふまえ、判断に迷うような症例の蓄積、および常位胎盤早期剥離の早期診断や対応等について、検討および医療機関等へ周知することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

常位胎盤早期剥離の予防および早期診断に関する研究を支援することが望まれる。